第29号様式

公　　示　　送　　達　　書

鴨川市告示第192号

次の者に係る令和４年度から令和７年度までの軽自動車税（種別割）及び令和８年度軽自動車税に係る税額変更通知書を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び鴨川市税条例（平成17年鴨川市条例第48号）第18条の規定により公示送達します。

なお、これらの書類は鴨川市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和８年11月16日

鴨川市長　　佐々木　久之

氏名又は名称	備　　考
内記　祐介	

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。